

外国人児童・生徒を対象とする私立各種学校設置認可に係る審査及び 手続に関する基準

埼玉県所轄の外国人児童・生徒を対象とする私立各種学校（以下「外国人学校」という。）の設置認可について、法令の規定によるほか、この基準の定めるところによる。

第1 総 則

1 外国人学校の要件

この基準に基づき認可をする外国人学校は、各種学校規程(昭和31年12月5日文科省令第31号。以下「規程」という。)のほか、下記の全ての条件を満たした施設とする。

- (1) 満3歳児以上の外国人児童・生徒を対象として教育を行う施設であること。
- (2) 本国政府又は教育課程を評価する公的機関等による指定もしくは認証等を得ていること。
- (3) 日本語教育施設等、留学生又は就学生を主に対象として教育を行う施設でないこと。

2 設置者

外国人学校の設置者は、原則として学校法人（私立学校法第64条第4項に規定する法人を含む。以下同じ。）とする。

3 名 称

外国人学校の名称には「各種学校」を付すものとし、その名称は、県内の既存の各種学校と同一又は紛らわしいものであってはならない。

第2 施設及び設備等

1 校地・校舎等

- (1) 規程第9条第2項に規定する校地及び校舎は、原則として自己所有であるものとする。ただし、当該借用について使用の許可、権利の登記若しくは公正証書による契約等により、10年以上安定して使用できる条件を具備し、かつ教育に支障を生ずるおそれがないことが確実に認められる場合には、全部又は一部を借用にすることができる。
- (2) 前項のほか、埼玉県私立各種学校設置認可に係る審査及び手続に関する基準(以下「各種学校基準」という。)第2 1(4)から(10)までの規定を適用する。

2 教 員

- (1) 規程第8条第1項に規定する課程及び生徒数に応ずる必要な教員の数は、同時に授業を行う学級数を下回らない数とし、教員数の半数以上は専任とする。
- (2) 教員は担当教科につき識見を有すると認められる者でなければならない。

3 生徒数

生徒総定員は、原則として80人以上とする。ただし、外国人学校の安定的かつ継続的な運営に支障がないと認められる場合はこの限りではない。

4 資金

申請者は、認可申請時において、各種学校基準第2-4に定める設置経費のほか、開設年度（開設日が年度の途中の場合にあつては開設の翌年度）の経常経費の概ね4分の1に相当する現金、預金等を保有していなければならない。

5 飲料水

外国人学校において使用する飲料水の水質は、各種学校基準第2-6の規定によるものとする。

6 その他

- (1) この基準に基づく審査に当たっては、当該外国人学校の存する市町村の意見を聴くものとする。
- (2) (1)により市町村から要望がある場合、もしくは市町村による当該外国人学校の運営の保障又は支援が得られる場合は、それらの事情を勘案して認可することができるものとする。

第3 設置認可の手続

外国人学校設置認可手続については、各種学校基準第3を準用する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年12月1日から施行する。